明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四〇八）　二
○活動火山対策特別措置法施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令（四〇九）　三
○独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（四一〇）　四
○統計法施行令の一部を改正する政令（四一一）　四
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四一二）　四
○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四一三）　四

〔府　令〕

○活動火山対策特別措置法施行規則（内閣府七一）　四
○活動火山対策特別措置法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産九）　五

〔省　令〕

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇二）　五
○理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六六）　五
○次世代育成支援対策推進法第十一条第一項に規定する交付金に関する省令の一部を改正する省令（同一六七）　六

〔告　示〕

○適格消費者団体を公示する件（消費者庁五）　六
○日本国に帰化を許可する件　六
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴィエトナム社会主義共和国政府との間の協定に関する書簡の交換に関する件（外務四二六）　七
○国道九号線橋梁改修計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四二七）　七
○不正取得された無効旅券の告示（同四二八）　七
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一八三）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通一一七五）　八
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（防衛二二九）　八

〔国会事項〕

内閣　法務省　八

〔人事異動〕

内閣　法務省　八

〔叙位・叙勲〕

諸事項　八

〔官庁報告〕

法　務

公証人任免（法務省）　九

〔公　告〕

官庁
財団関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
会社その他　九

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第四〇八号）（内閣府本府）

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成二七年法律第五二号）の施行期日は、平成二七年一二月一〇日とすることとした。

**◇活動火山対策特別措置法施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第四〇九号）（内閣府本府）

一　活動火山対策特別措置法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　活動火山対策特別措置法（昭和四八年法律第六一号。以下「法」という。）第六条第一項第五号イの政令で定める施設は、次に掲げるものとした。

(一)　索道の停留場、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

(二)　ホテル、旅館、山小屋その他の宿泊施設

(三)　展望施設又は休憩施設

(四)　キャンプ場、スキー場、植物園、動物園その他これらに類する施設

(五)　観光案内所又は博物展示施設

(六)　劇場、映画館、演芸場又は観覧場

(七)　公会堂又は集会場

(八)　博物館、美術館又は図書館

(九)　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

(一〇)　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

(一一)　展示場

(一二)　遊技場

(一三)　公衆浴場

(一四)　飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設

(一五)　理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗